

東大阪市版AIオンデマンド乗合ライドシェア運行業務委託仕様書

1. 名称

東大阪市版AIオンデマンド乗合ライドシェア運行業務（以下、本業務という。）

2. 目的

本業務は、東大阪市が道路運送法第78条第2号に基づきAIオンデマンド交通システムを用いて実施する自家用有償旅客運送の社会実験において、車両の運行及び運行管理を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。ただし、双方合意の上、契約を延長できる（令和10年3月31日を限度とする）。

なお、運行開始日は協議の上決定するが、遅くとも運輸局への自家用有償旅客運送の登録完了後1カ月以内に運行を開始すること。

4. 委託業務

本業務を受託した事業者は、道路運送法、道路運送法施行規則、関係法令、関係通達、関係告示、国のマニュアル等を遵守するものとし、別途本市が次に指定する仕様のとおり業務を行なうこと。

（1）車両運行業務

①運行方法

- ・道路運送法第78条第2号の規定に基づく自家用有償旅客運送（事業者協力型）
- ・運行に際しては本市の指定する配車システムを使用すること。
- ・本市が予め指定する乗降スポットにおいて、配車システムが受けた予約に基づき決定したルートのとおり運行すること。

②運行日時

- ・運行日：月～金曜日（祝休日及び年末年始12月29日～1月3日を除く）
- ・運行時間：9時00分から18時00分までの1日8時間（13時から14時まで1時間休憩）
- ・運行開始：運行開始予定日の2週間前には、乗客を乗せない運賃無料のテスト運行が可能な状態とすること。

③運行区域

- ・別紙のとおり。市と協議の上、契約後に運行区域の見直しも可能とする。また、車両の充電・配車予約が入るまでの待機、軽微な点検、夜間駐車、軽微な清掃を行なうために東大阪市旭町庁舎駐車場を使用することができる。

④車両

- ・市は本業務の実施期間中、車両2台を無償貸与する（5人乗り電気自動車を想定。ただし、故障等の場合、車両を変更する可能性がある）。

- ・電気自動車は東大阪市旭町庁舎駐車場で充電することができるが、運行に係る燃料費（電気代）は受託者が負担すること。
- ・自賠責保険は市で加入する。
- ・公租公課は市が負担する。
- ・車検（継続検査）の受検は市が負担する。
- ・受託者は、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出）」とその関係告示に記載の基準を満たす任意保険に加入するほか、搭乗者（保険金額3,000万円以上）や運行車両（一般条件、保険金額時価額以上）を補償範囲に含める任意保険にも加入すること。

（2）運行管理業務

①運行管理者

- ・受託者は、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出）」に記載の要件を満たす運行管理の責任者を選任すること。

②運転手

- ・受託者は、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出）」の要件を満たし、普通自動車第一種運転免許を取得後2年が経過し、運転手雇用以前の2年間無事故かつ免許停止処分を受けていない者を運転手として雇用すること。
- ・受託者において運行日及び運行時間を網羅できるだけの運転手を雇用すること。市は募集に協力する。
- ・雇用した運転手の研修、教育、訓練、管理監督は受託者がその責任において行うこと。

③運行管理

- ・受託者は、国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出）」に基づき、運転手の疾病、疲労、飲酒その他、運行の安全が確保される状況にあることを日々の業務の開始前および終了時に対面により確認し、市が指定する書式で記録簿を作成し保存すること。ただし、対面での点呼が難しい場合、市と受託者で協議の上、遠隔点呼による確認も可能とする。

④配車システムの管理

- ・配車システムにおいて運行に関するトラブルがあった場合、システム事業者と連携して対応すること。

（3）整備管理業務

- ・市より貸与された車両は、受託者の負担により、必要に応じて車両を受託者の営業所に持ち帰り、適正に点検、整備、管理を行うこと。
- ・車両が受託者の責めに帰すべき理由で故障及び破損、損耗した場合には受託者の負担において修理交換を行うこと。
- ・運行開始前には車両の点検を行うこと。

(4) 運賃收受業務

- ・運賃は利用者乗車時に所定の金額の収受を行い、適正に管理すること。
- ・運賃は原則、現金での収受とする。ただし、受託者がキャッシュレス決済にかかる手数料を負担する場合は、現金での収受に追加しキャッシュレス決済を導入することも可能とする。
- ・AIオンデマンド交通システム内決済やキャッシュレス決済により支払われた利用者の人数及び金額についても同様に管理すること。
- ・徴収した運賃は毎日集計を行い、運賃に不足が生じた場合は、受託者が負担すること。
- ・運賃は小学生を大人料金の半額まで、未就学児を無料とすること。なお、未就学児は大人1人（または小学生1人）の同乗につき1名まで無料とし、未就学児2人目からは小学生料金を収受すること。
- ・運行終了後から翌運行開始前までの現金の管理は適切に行い、車内に留置しないこと。

(5) 広告事業

- ・市と受託者で連携し広告募集を行うものとする。広告主との契約及び広告の掲載は受託者が行うものとする。なお、広告は社会実験の期間中掲載すること。
- ・運行事業者において車両の内外に掲載する広告を獲得することを妨げない。ただし、車両外面に掲載する広告については、市が定める仕様に基つき広告を獲得すること。また、車両の内外に掲載する広告の企業や内容等については東大阪市有料広告掲載要綱・東大阪市有料広告掲載基準に従うこととし、必ず事前に市の承認を受けること。
- ・広告料等については、全て市に報告すること。

(6) 報告書の作成・提出

- ・日毎の利用者数、利用した車両及び運転手を記載した運行日報並びに、運賃の種別、金額を集計した運賃日報を作成すること。また、これらの書類は、市の求めがあれば速やかに提出すること。
- ・毎月末日時点での本業務の月別実績報告書を作成し、運行を行った月の翌月の10日まで（10日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）に市に提出すること。
- ・本業務の年度別実績報告書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。
- ・人身・物損・自損事故があった場合は、対応の経過を逐一記録し、速やかに市に報告すること。
- ・乗客やその他周辺住民とのトラブルがあった場合は、速やかに市に報告すること。
- ・その他、本市が求める事項について報告を書面または口頭により速やかに行なうこと。

(7) その他

東大阪市版AIオンデマンド乗合ライドシェア事業の利用促進、運行経費の削減、収入の増加につながるについては、市と受託者が相互に提案し、双方協議の上行うこと。

5. 委託料

市が受託者に支払う委託料は0円とし、受託者は利用者から収受した運賃収入及び本業務において得ら

れた広告収入を運行経費に充てることができる。その場合は、運賃収入、広告収入の順に充てること。なお、経費として計上できる費用は以下のものとする。

①業務原価

- ・運転士の人件費
- ・車両に係る任意保険料
- ・運行管理に係る費用
- ・車両の整備、管理補修に係る費用
- ・国土交通省通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（令和6年9月30日付 国自旅第199号 物流・自動車局長発出）」に基づく交通空白地有償運送運転者講習受講等 研修費用
- ・運行に係る燃料費（電気代）
- ・キャッシュレス決済手数料

②一般管理費

6. 精算

①運賃収入

- ・受託者は、毎年度終了時（3月31日）において、本業務による運賃収入が受託者の運行経費（以下同じ）を上回った場合は、上回った運賃収入を市が指定する納付方法により市に納付すること。

②広告収入

- ・受託者は、毎年度終了時（3月31日）において、運行経費を運賃収入のみで補えた場合、本業務において得られた広告収入のうち市が指定する位置への広告収入（以下、本市広告収入という。）を市が指定する納付方法により市に納付すること。
- ・運賃収入を運行経費の不足分に充当してもなお運行経費が不足する場合において、本市広告収入を優先的に運行経費に充当する。なお、本市広告収入が運行経費を上回った場合は、上回った額を市が指定する納付方法により市に納付すること。

7. 実施状況の管理

- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、業務責任者を定め、業務に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにしておくこと。
- ・受託者は本業務を実施するにあたり、本業務の実施状況を常に適切に管理し、整理しておくものとする。

8. 留意事項

(1) 本業務の実施

本業務の実施にあたっては、本市と綿密な打ち合わせを行い、信義則に従い誠実に実施するものとする。

(2) 本業務の再委託

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、本市と協議の上、承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 事故対応及び損害賠償について

受託者は、乗合タクシーの運行により交通事故等の不測の事態が発生した場合は、利用者及び関係者の安全確保を最優先して当該処理の収拾を図るとともに、速やかに本市に報告すること。受託者は、乗合タクシーの運行により、利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任においてすべての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。

(4) 苦情等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等の処理に関する体制を整備し、受託者において誠意をもって対応すること。

(5) 緊急時等の対応

災害時（異常気象などを含む）の運行については、その都度本市と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中に不測の事態に遭遇した場合は、受託者の判断において対応し、速やかに本市に報告すること。なお、これらの理由により、運休または遅延となる場合は、その旨を利用予約者に対して個別に連絡を行うこと。

(6) 利用者の個人情報及び情報資産

個人情報保護法等に基づき適正に管理すること。

(7) 受託者は、本業務の履行中において本市又は第三者に害を及ぼした場合、本市又は第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。

(8) 社会実験の終了について

利用者が少ない場合等、利用状況により社会実験の継続が困難な場合は、運行を終了する場合がある。利用状況の基準については、市と受託者が協議により定める。

(9) その他

- ① 運賃額は受託者が提案した上限金額に基づき、市が決定する。なお、契約期間内において、運行業務の収支状況により、市と受託者の協議の上、市は運賃額を変更することができる。
- ② インボイスへの対応は受託者において行うこと。
- ③ 車の故障等による受託者の営業損失について、市で補填は行わないものとする。
- ④ 本業務の運営を目的とした寄付金等は、全て市の収入とする。

その他、この仕様書に定めのない事項や、本業務実施過程において疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告、協議を行い、決定するものとする。